

○山口県警察における拳銃の使用及び取扱いに関する訓令

平成27年12月15日

本部訓令第26号

( 概 要 )

本訓令は、山口県警察における拳銃の使用及び取扱いについて必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 拳銃の使用、報告
- 拳銃の保管・管理
- 弾薬の管理
- 拳銃の手入れ

等である。